



ロードレース開催についてのガイドンス

(第3版/2022年1月6日改訂)

本ガイドンスは、ロードレース開催に向けた留意点をまとめた文書である。大会主催者は本ガイドンスに記載された事項を参照の上、新型コロナウイルス感染症対策を検討・実施すること。大会主催者は開催地の新型コロナウイルスの感染状況および政府・自治体からの要請等により、感染症対策の強化・緩和など柔軟な対応をしていくこと。最終的な開催の可否判断は、主催者の責任である。

(※以下、青い文字で表示されている項目には、本ガイドンス更新時点でのリンクが張られています。)

※赤字は改訂版で追加・修正した部分になります。

【言葉の定義】

- ・ロードレース : 5km、10km、ハーフマラソン、マラソン、100km マラソン、10 マイル、駅伝
ロードリレー、クロスカンントリー、競歩、などの屋外ランニングイベント
- ・ランナー : 国内招待選手、一般ランナー
- ・大会運営関係者 : 会場設営業者、飲食ブース出展者、警備員等の運営に関わる事業者など

【ロードレース開催の前提条件】

1. 緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催について
※緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催については、2021年11月19日に発表されたワクチン・検査パッケージ制度の適用を踏まえて安全な大会運営を検討すること。
[※「ワクチン・検査パッケージ制度」について（内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）](#)
2. ロードレース開催地の自治体（都道府県やスタート・フィニッシュ地点の市区町村等）から大会開催が認められ、コースを通過する自治体に対しても大会開催の周知がされていること。
3. 大会開催都市もしくは地域の医療のひっ迫状況を保健所に確認の上、新型コロナウイルス感染症について保健所へ事前に相談しておくこと。
4. ロードレースに関わる全ての人（参加ランナー・チーム関係者・大会/競技役員・メディア、大会運営関係者など）の連絡先を把握し（※2）、健康状態の管理体制（※3）が整えられていること。

※2 連絡先の把握の必要性

大会主催者が全ての人との連絡先を把握することで不特定多数ではない状態を作ることが重要である。また感染者が発生した場合に、保健所から大会主催者に対して、感染者本人及び濃厚接触者等への連絡をする為に、連絡先の提供を求められる場合があるので、必ず把握するようにすること。

※3 健康状態の管理

- ・大会開催1週間前、大会終了後2週間を健康観察期間とし、[日本陸連 HP](#) : [【大会前：提出用】体調管理](#)

[表・症状チェック表](#)の内容に基づいた体調管理を求めること。

・健康状態の管理方法は、[2. 参加ランナー・チーム関係者の健康管理（1）ロードレース開催 1 週間前](#)を参照すること

5. 大会主催者は、「[新型コロナウイルス感染症対策室](#)」を設置し感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の手順を定めた「[感染症予防対策マニュアル](#)」を作成していること。
6. 陸上競技活動開催のガイダンス「[競技会開催について](#)」に沿った競技会運営をおこない、大会終了後に指定の報告書を提出すること。

I ロードレース開催の基本注意事項

1. 徹底した感染症予防策の実施

- ・3密を避ける競技運営（ウェーブスタートやスタート場所など）・会場計画（スタートエリア／フィニッシュエリアにおける感染対策など）
- ・**フィジカルディスタンスを確保した会場計画**
スタートエリアにおいてはマスク着用の徹底と会話をしない注意喚起を徹底すること。
スタート直前(1分前など)までマスクを着用、外したマスクは選手が管理（持って走るなど）する。
- ・体調不良者、感染者、濃厚接触者を参加させない選手、付き添い、観客の健康管理
([厚生労働省：新しい生活様式](#))
([日本スポーツ協会：スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン](#))

2. 危機管理体制の構築（新型コロナウイルス感染症対策室の設置）

- ・各大会の感染症に関する施策の策定や意思決定等を行う合議体である「[新型コロナウイルス感染症対策室](#)」を設置する、もしくは、それに該当する責任者を明確にすること。
- ・各大会の新型コロナウイルス感染症対策室の構成員は、各大会の状況に応じて決定するものとし、構成員の配置が困難な場合は、緊急時の対応がスムーズに行える体制を構築する。
構成員例）大会会長、競技運営関係者、医療救護関係者（医師）、行政(大会)関係者。
- ・各大会の新型コロナウイルス感染症対策室は、感染症予防対策や、感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した際の対応を開催自治体および保健所と連携しながら以下の感染症対策を行うこと。
 - ① 各大会の新型コロナウイルス感染症対策室を感染症対策の意思決定機関として機能させ、行政及び本連盟等の窓口となること。
 - ② 感染症予防対策や感染者が発生した場合の行動計画を策定し、「[感染症予防対策マニュアル](#)」にまとめ、関係者と共有すること。
 - ③ 感染症対策の内容を参加ランナー、チーム（もしくはクラブ）、競技役員などに周知・啓発を行うこと。

3. ロードレースに関わる全ての人の連絡先・健康状態の把握

- ・ロードレース開催前、当日、事後に万が一感染者が発生した場合も保健当局などがクラスターを早期発見し感染経路が特定できる状態を作る。
([厚生労働省：新型コロナウイルス感染症対策の基本方針](#))

II ロードレース開催にあたっての配慮事項

各大会の新型コロナウイルス感染症対策室を中心に、以下の項目を参考に各大会の状況に応じた対応を検討すること。

1. 参加ランナー、チーム関係者、競技役員、大会役員、ボランティアなどへの感染症対策に対する各種注意事項
・必要に応じて大会要項・競技注意事項に記載する。

- ・大会主催者の感染予防対策について理解を促す。

(1) 個人情報取得の同意

① 個人情報の取得目的を明記

- ・競技運営目的以外に感染症予防対策目的に個人情報を取得する旨を大会要項に記載し、体調管理チェックリストで同意を取得する。

取得事項は[要配慮個人情報](#)に該当する可能性があり、必ず事前に同意を取ることが求められる。

② 個人情報の第三者提供

- ・大会主催者が保健所・医療機関などの第三者へ情報を提供することへの同意を取る。

③ 個人情報の保管期間

- ・取得した個人情報は大会終了後少なくとも1月以上保管する。
- ・保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄を行うとともに、廃棄した証を保管する。

(2) 大会主催者が行う感染症予防対策への同意

- ・大会主催者が行う感染症予防対策を事前に参加ランナー、チーム関係者、競技運営関係者に周知し、従うことを前提にロードレースに参加、従事させる。特に感染症予防対策のため新たに手間や費用が発生し得る事項や、参加を断るなど、本人の意思とは反する行動を求める事項は、事前に周知することでトラブルを未然に防止する。

以下①～④は参加ランナー／チーム及びチーム関係者に申込と合わせて同意を得る。

① 大会主催者から健康状態の確認に応じること。（大会開催1週間前、大会当日、大会終了後2週間）

② 参加ランナーが感染者、濃厚接触者、感染疑い者になった場合、大会主催者の対応に応じること。

③ 大会主催者が定める感染症対策においてランナーに協力を要請する場合があること。（マスクの持参/レース中も捨てずに所持、検温の実施、更衣室の有無など）

④ その他、大会主催者にて事前に説明が必要と考えられる事項

(3) 大会主催者の免責事項

- ・大会主催者の責任の範囲を明確にする。

① 大会主催者は参加ランナー、チーム関係者、競技運営関係者に対して加入する保険の補償内容を明示する。

② 大会主催者は参加ランナー、チーム関係者、競技運営関係者の新型コロナウイルス感染に対するいかなる責任も負わない。

(4) 参加ランナー、チーム関係者・大会/競技役員・観客・メディア、大会運営関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者の参加・従事の可否

- ・原則として行政、学校や企業等の所属の対応方針を優先すること。

① 感染者への対応

大会開催日の3週間前の時点もしくはそれ以降にPCR検査もしくは抗原検査で陽性反応があった場合、当該ランナーは参加を辞退するまたは、主催者による出場権利の取り消しを行う。

② 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、14日間にわたり健康状態を観察する期間を経過し、症状が出ていない選手の出場を認めても構わない。

[\(厚生労働省：新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針\)](#)

③ 感染疑い者への対応

大会開催 3 週間前の時点、もしくはそれ以降に感染疑い症状（※5）が発症していた場合、インフルエンザ等の新型コロナウイルス以外の感染症のリスクもある為、原則当該ランナーは参加を辞退するまたは、主催者による出場権利の取り消しを行う。

但し、次の 1) および 2) の両方の条件を満たしている場合、大会への出場を認めても構わない。

1) 感染疑い症状の発症後に少なくとも 8 日が経過している。

（8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと。）

2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している。

（3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと。）

[（一般社団法人日本渡航医学会・公益社団法人日本産業衛生学会：発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安）](#)

※5 感染疑い症状とは

▼息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

▼重症化しやすい方（高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

▼上記以外の方で「発熱や咳など比較的軽い風邪の症状」が続く場合（症状が 4 日以上続く場合は必ず、「強い症状」と思う場合にはすぐに相談を。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様）

[（厚生労働省：新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安）](#)

(5) 大会が中止になった場合の対応方法

① 返金の有無

返金方法例

現金書留、クオカードなどの金券、エントリーサイトからの返金、郵便局による通常現金払いなど。

② 出場の権利

失効か、次年度以降に出場可能か、など。

(6) その他

① 参加ランナー・チーム関係者、競技役員、大会役員、ボランティアなどが 65 歳以上の方、基礎疾患を有する方の場合、重症化するリスクが高い旨を認識した上で参加いただく。

② 参加ランナーは競技を行っている時以外はマスクを着用する。

【注意】炎天下の活動時におけるマスクの着用について

・[気温 31 度以上の環境](#)（※6）においてマスクの着用はせず 3 密回避等の感染症予防対策を徹底すること。

・諸室等の空調の効いた密閉空間ではマスクを着用すること。

（※6 [日本スポーツ協会熱中症予防運動指針](#) 気温 31 度以上：厳重警戒、35 度以上原則中止）

・マスクはウイルスが付着する可能性があるため、各自が持ち帰り廃棄をする。

・会場に万が一マスクが落ちていた場合は、使い捨て手袋着用の上、清掃トングを使うなど直接手に触れないことを徹底する。

③ 迅速且つ簡易的な情報伝達を重視する為、申し込み受け付けは Web 受付、ナンバーカードの引き渡しは郵送が望ましい。

2. 参加ランナー・チーム関係者の健康管理

① 日々の体調管理の徹底

② 保健所による感染経路の特定作業への協力

・保健所によって感染者又は濃厚接触者に該当した場合は、感染経路の特定のための必要な情報を保健所に提供する場合がある為、異常を感じた日からさかのぼり 2 週間前までの体温・体調・行動記録を記録しておくこと。

・体調管理チェック表・行動記録（訪問場所と時間）のデータは、少なくとも1月以上は各自またはチームで保管する。

- ③ 大会主催者は、開催地や国内各地の感染状況によっては、参加競技者、大会関係者等に対して競技会前にPCR検査を受けるよう要請することも検討する。検査を要請する場合、主催者は開催地の自治体等との協議や、競技会で想定される競技者・関係者の行動範囲等も踏まえて対象者を決める。また、競技会開催前72時間以内に検査を受けることを推奨する。また主催者は検査を受けた者から、医療機関もしくは検査機関から発行・発信され検査結果が記された書面等の提出を受けて、確実に検査結果を確認すること。

(1) ロードレース開催1週間前

- ① 大会主催者は参加ランナーに対して大会開催1週間前から【大会前：提出用】[体調管理表・症状チェック表](#)に記入し、大会当日に提出することを求めること。
- ② 実業団、中学、高校、大学、クラブチームなどチーム単位で参加する場合は、チーム内に健康管理責任者を決め、当該者が参加ランナー、関係者の健康管理情報を集約し大会主催者に報告する形でも構わない。
- ③ 競技役員やボランティア、大会運営関係者においても派遣元の組織において健康管理責任者を決め、健康管理情報を集約し大会主催者に報告する形でも構わない。
- ④ 提出の方法は書面ではなく、Webやメール等の方法でも構わない。

(2) ロードレース当日

- ① スタート会場への入場を制限するため、入口を設け、サーモグラフィーなどを設置し、大会主催者が参加ランナーや競技運営関係者などに感染疑い者がいないか確認を行う。
- ② 感染疑い者を発見した場合は各大会の新型コロナウイルス対策室を中心に事前に定めた感染症予防対策マニュアルに基づき、医師、看護師、保健師の指導や相談の上、慎重に対応する。
- ③ 体調管理表・症状チェック表が提出されない、または適切に健康管理がされていないと大会主催者が判断した場合、当該者のロードレースへの出場を認めない。

(3) ロードレース終了後2週間

- ① 大会主催者は大会に関わった全ての人に対して終了後2週間、【大会後：個人管理用】[体調管理表・症状チェック表](#)に記入し、体調管理を行うことを伝える。感染症についての相談・受診の目安に該当する症状が発生した場合は、必ずかかりつけの医療機関を相談・受診し診断結果を大会主催者に報告する。
([厚生労働省：新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安](#))
- ② 主催者はロードレース終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、開催自治体の衛生部局に連絡し、指示に従う。
- ③ 主催者は地元行政などと協議の上、感染者が発生した旨の情報発信を行う必要があるかを協議する。
- ④ 濃厚接触者が追跡可能な状況で感染者が発生していた場合など、必ずしも対外的に情報を発信する必要はない。情報発信をする場合は、当該者のプライバシー保護に最大限配慮をする。

3. 大会主催者の感染症予防対策

(1) 会場計画

- ・3密を回避した会場計画・ゾーニングを行う。
 - ① 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）の対策。
 - ② 密集場所（多くの人々が密集している）の対策。
シャトルバス、諸室、更衣室、招集所、スタート待機所、給水給食所、トイレなどにおいて、マスク着用の徹底と大声での会話をしない注意喚起などをすること。会場内に喫煙所を設置しない。
 - ③ 密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の対策。

シャトルバス、諸室、スタート待機所、などにおいて、マスク着用の徹底と大声での会話をしない注意喚起などを行うこと。

(2) 競技運営

- ① 3密を回避した競技運営（特に密集・密接）
定員の設定／競技役員、ボランティアの配置計画／参加ランナーの動線設計／ウェーブスタートの推奨など
- ② 効率的な運営
審判資格保有者の効率的な登用
- ③ 接触を極力回避した給水所の運営
使い捨て手袋などの着用／手渡しでの提供は行わない／余裕を持ったテーブル配置など
- ④ 接触を極力回避した給食（一般ランナー）
提供物は個包装のものとする／必要最低限の提供／個々で補給のゼリーなどの持ち込みを推奨
- ⑤ 回し飲みは認めない。
- ⑥ スポンジを使用する場合は、給水所におけるペットボトルと同様の提供を行う。スポンジは選手自身が指定の場所に捨てられるよう、主催者は大きなゴミ箱などを準備する。
- ⑦ 嘔吐物は個人防護具を着用した者が対応し、消毒を行う。
消毒に有効な薬剤の例：アルコール70%程度のもの、もしくは次亜塩素酸ナトリウム 0.05%溶液
- ⑧ フィニッシュ後にマスクまたは代用品を提供し着用、手指消毒を促す。
- ⑨ 完走メダルや賞状などの記念品は当日渡さず、後日発送などの接触を極力回避した対応を行う。
- ⑩ 記録証やリザルトなどはオンラインで発行するなどの工夫をする。
- ⑪ 取材や表彰式を実施する場合は3密を回避した形で実施する。
人数制限／フィジカルディスタンスの確保／屋外など

(3) 医療対応

- ① 競技会規模に合わせ、医療関係者（医師、保健師、看護師）を医務室・救護室に常駐させ、常に相談ができる体制を整える。
- ② 感染疑いがある者への対応は医療関係者へ相談、感染症予防対策マニュアルに沿って対応する。
- ③ 個人防護具を準備する。（フェイスシールド、ゴーグル、使い捨て手袋、マスク、白衣など）
- ④ 発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテントを確保する。
（適切な部屋が確保できない場合は、飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナーを用意する。）

(4) トイレ（便座、ドアノブ、水洗トイレのレバーなどを清潔に保つ。）

- ① 感染症防止の張り紙を貼付するなどの工夫
- ② 常設トイレ：洋式トイレではふたをした後流すことの徹底（ふたがある場合）
石鹸または消毒液の常備／ハンドドライヤーの使用中止
- ③ 仮設トイレ：消毒液の設置
- ④ 沿道施設のトイレ：借用可能か確認する。

(5) ゴミの廃棄

- ① 参加ランナー各自で管理するなど、極力ゴミが出ないような運営を検討する。ゴミは各自持ち帰るように事前に周知、アナウンスする。ゴミが散らからないよう大きなゴミ箱の設置場所などを検討する。
- ② 主催者はマスクなどのウイルスが付着している可能性のあるゴミを、使い捨て手袋、トンクなどを使用しビニール袋に入れて密閉して縛り廃棄をする。
- ③ 飲み残しなどは公道などに流すのではなく、主催者は適切に処理する。
- ④ 主催者は参加ランナーに衣服などは脱ぎ捨てないよう周知し、且つアナウンスする。脱ぎ捨てられた衣服などは直接触れず使い捨て手袋の着用、トンクなどを用いて回収し原則廃棄する。

(6) 沿道の応援

- ① 開催地の感染状況にあわせて応援について検討する
- ② 沿道の中でも特に混雑が予想されるエリアの対策
フィジカルディスタンスの確保、ポスター掲示、スタッフによる滞留禁止の呼びかけなど。
- ③ 応援する場合は拍手。沿道から声援を送らない。ハイタッチ、私設エイドの禁止
- ④ [新型コロナウイルス接触確認アプリ](#)などの積極活用

(7) 予算編成

- ① 感染症予防対策に係る費用の算出をする。
- ② 開催直前に感染流行し中止判断を行った場合の損失を算出する。
- ③ スケジュールに応じた返金のシミュレーションをする。
- ④ 事業の継続性を優先する。

4. 情報発信

(1) 情報管理

- ① 感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合、地元行政及び保健当局と協議の上、情報発信の有無、情報発信の方法について協議をする。
- ② 公表を行う場合、公表内容を含め日本陸連に連絡をする。
- ③ 感染者が発生した旨を公表する場合は、積極的疫学調査により濃厚接触者が特定できない場合など、不特定多数の人に知らせる必要がある場合とする。
- ④ プライバシー保護に努め個人名は公表しない。
- ⑤ 感染者本人が個人名の公表を求めた場合、匿名での公表であっても社会的責任を果たすことができる旨を伝える。

(2) 病歴管理

- ① 「病歴」は「要配慮個人情報」という個人情報のなかでも極めてセンシティブな、プライバシーがより保護されるべき情報であり、必ず個人情報取得の同意、情報の管理者、保管方法、廃棄方法を明確にする。

5. 大会終了後の報告事項

感染報告があった場合、主催者は日本陸上競技連盟(電話番号:050-1746-6100)に報告する。その際に、参加者数、競技役員数、感染者発生状況（ロードレース1週間前、当日、競技会終了後2週間）などについても報告する。

以上